

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まりました

平成29年4月から、要支援1・2のかたのサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」が、全国一律の介護保険給付から、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の趣旨

- ①要介護状態からの改善や重症化を予防するために、一人ひとりの状態に合わせた効果的なサービスの利用調整や支援を行います。
- ②本人が生活や活動の目標を立て、意欲的に取り組めるようなサービスを提供し、自立に向けた効果的な支援を行います。

新たな更新手続きとして「基本チェックリスト」を導入します！

「基本チェックリスト」とは、どのようなもの？

基本チェックリストでは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、要介護認定等を省略して基本チェックリストによる判定に基づき迅速にサービスを利用することができます。



利用するサービスや心身の状態に合わせて更新方法が異なります！

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）のみを利用するかた



※サービスを利用しないかたは更新不要です。サービスが必要になったときに、改めて申請してください。

- 通所リハ、福祉用具貸与、住宅改修訪問看護などを利用するかた



- 病気やケガで心身の状態が悪化して要介護1以上と思われるかた



基本チェックリスト

※基本チェックリストでサービスの対象となったかたは「事業対象者」と判定されます。

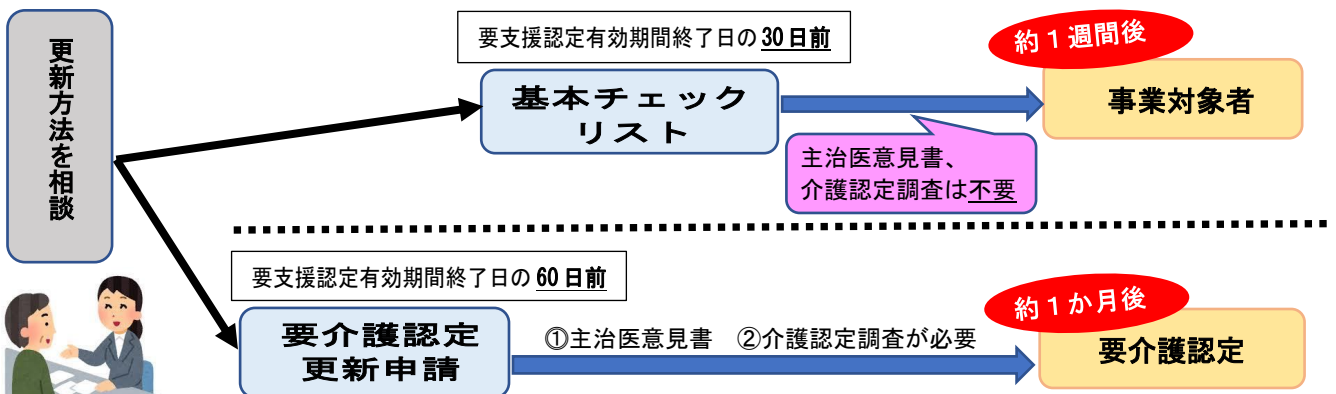
要介護認定

どちらの手続きで更新するかは担当ケアマネジャー等へ相談してください！

これまでの要介護認定申請では、申請から認定結果が出るまでにおよそ30日かかりましたが、基本チェックリストによる判定では1週間程度ですぐに結果がわかります。

また、事業対象者は有効期限がなく、更新手続きが不要です。

事業対象者となった後でも、必要に応じて介護認定を申請することができます。



基本チェックリストによる手続きについて

「基本チェックリスト」はいつ実施するの？

現在、要支援1・2のかたで、認定有効期間終了後に、訪問型・通所型サービスを利用希望のかたは、要支援認定の有効期限終了日のおよそ30日前に基本チェックリストを実施します。

基本チェックリストにより事業対象者と判定された場合、要支援認定の有効期間終了日の翌日から事業対象者となります。

「基本チェックリスト」による手続き方法は？

基本チェックリストは、本人等に記入していただくため、原則、利用者本人が市の窓口に直接来庁していただき、その場で介護保険担当者が実施します。

身体状況や交通機関の確保など、都合により本人の来庁が難しい場合はご相談ください。

窓口での「基本チェックリスト」の実施日は？

基本チェックリストの実施は、予め日時を指定して行います。現在要支援認定を受けているかたは、事前に来庁日・時間を決定する必要がありますので、担当ケアマネジャー又は高齢介護課認定給付係（0176-51-6722）へご連絡ください。

※窓口において、本人のサービス意向と身体状況により、要介護認定申請又は一般介護予防事業を案内する場合があります。

総合事業は介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。本人が生活や活動の目標を立て、自分に合った効果的なサービスを利用しましょう！

目標達成後は、次のステップ（一般介護予防事業への参加）へ移行し、自らセルフケアに取り組みましょう！



十和田市役所 高齢介護課

認定給付係 0176-51-6722

高齢者総合支援室 0176-51-6720